

Y - 2nd

令和4年7月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官


令和4年(ネ)第653号 慶謝料等請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所令和3年(ワ)第378号)

口頭弁論終結日 令和4年4月26日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人(1審原告) 今 井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人(1審被告) 国

同 代表者 法務大臣 古 川 賀 徒 久

同 指 定 代 理 人 皆 川 征 原 治

同 同 藤 原 美 咲

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 前橋地方検察庁検察官検事作成の令和3年3月26日付け不起訴処分理由告知書は、実質的な理由の記載がなく、刑事訴訟法261条の立法趣旨に違背するものであることを確認する。
- 4 太田まり子が死亡した事件について、殺人や隠蔽の疑いを持たないことは不可能であることを確認する。
- 5 前橋地方検察庁検察官検事が令和3年3月26日にした不起訴処分には合理的な根拠(実質的理由)がないことを確認する。

6 前橋地方検察庁検察官検事が前項の不起訴処分について実質的理由の告知を拒否したことは控訴人の適正な手続を受ける権利（憲法13条）ないし告訴した犯罪が起訴される利益を侵害することを確認する。

第2 事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。）

1 本件は、控訴人が、(1)東京都を被告として損害賠償を求めた別件の訴訟（警視庁の警察職員が控訴人の叔母である太田まり子を殺害して控訴人への無言の脅迫をしたなどと主張するもの）における控訴人の請求を棄却する判決をした前橋地方裁判所の裁判官（以下「本件裁判官」という。）を告訴したところ、前橋地方検察庁検察官検事が、令和3年3月26日に本件裁判官を不起訴とする処分をし（以下「本件不起訴処分」という。）、同日付け不起訴処分理由告知書（以下「本件告知書」という。）に不起訴の理由を「罪とならず」と記載したことにつき、合理的な理由及びその告知を欠く違法な行為であるなどと主張して、被控訴人に対し、(1)国家賠償法（国賠法）1条1項に基づき、損害金2400兆円の一部である10万円の支払を求める（以下「本件請求①」という。前記第1の2）とともに、(2)(ア)本件告知書に実質的な理由の記載がないことは刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）261条の立法趣旨に違反するものであることの確認（以下「本件請求②」という。前記第1の3）、(イ)太田まり子が死亡した事件について殺人や隠蔽の疑いを持たないことは不可能であることの確認（以下「本件請求③」という。前記第1の4）、(ウ)本件不起訴処分には合理的根拠がないことの確認（以下「本件請求④」という。前記第1の5）、(エ)本件不起訴処分について実質的な理由の告知を拒否したことは控訴人の適正な手続を受ける権利（憲法13条）ないし告訴した犯罪が起訴される利益を侵害することの確認（以下「本件請求⑤」という。前記第1の6）をそれぞれ求める事案である（原審請求の趣旨第1項ないし第5項がそれぞれ本件請求①ないし⑤に対応する。）。

2 原審は、(1)本件請求②ないし⑤（原審請求の趣旨第2項ないし第5項）に係

る訴えについては、いずれも確認の利益を欠き不適法であるとして、これらを却下し、(2)本件請求①（原審請求の趣旨第1項）については、告訴人である控訴人が本件不起訴処分の違法を理由として国賠法上の損害賠償請求をすることはできず、本件不起訴処分及び本件告知書の作成をした検事に刑訴法261条の不起訴理由の告知に欠ける点はなく職務上の注意義務違反は認められないとして、これを棄却した。

控訴人は、原審の判断を不服として控訴をし、原判決の取消しと請求の認容を求めた。

3 前提事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 控訴人は、平成21年1月19日、警視庁の警視総監宛てに、不特定多数の者によるタクシー営業の妨害を内容とし、1か月後の回答期限を記載した被害届（以下「本件被害届」という。）を郵送し、同月20日頃、同届は警視庁に配達された（甲5〔1枚目ないし10枚目の告訴状（写し）及び18枚目ないし26枚目の判決書（写し）〕）。
- (2) 控訴人の叔母である太田まり子は、平成21年2月20日に死亡しており、伊勢崎友信は、同日にさいたま市中央区内において同人の運転する自動車による交通事故により太田まり子を死亡させたとして、さいたま地方裁判所において、自動車運転過失致死及び道路交通法違反の罪により、懲役2年6月の有罪判決を宣告された（同裁判所平成21年（わ）第474号自動車運転過失致死、道路交通法違反被告事件。甲5〔上記(1)の判決書（写し）〕）。
- (3) 控訴人は、平成30年、警視庁の職員が本件被害届を無視し、ひき逃げ事故に偽装して太田まり子を殺害し、控訴人に対し無言の脅迫をした等と主張して、東京都に対し、国賠法1条1項に基づき慰謝料10万円の損害賠償を求める訴訟を提起したが（前橋地方裁判所平成30年（ワ）第355号）、本件裁判官は、令和2年2月17日、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡

した（甲5〔上記(1)の判決書（写し）〕）。

- (4) 控訴人は、令和3年1月26日付けで、前橋地方検察庁に対し、本件裁判官を公務員職権濫用、犯人隠避及び脅迫の罪で告訴した（同庁令和3年檢第370号（以下「本件告訴」という。）甲2）。
- (5) 前橋地方検察庁検察官検事上村正（以下「上村検事」という。）は、同年3月26日、本件告訴につき本件裁判官を不起訴とする処分（本件不起訴処分）をし、控訴人に対し、本件告訴につき本件不起訴処分をした旨を記載した処分通知書（甲1）及び本件不起訴処分の理由として「罪とならず」と記載した本件告知書を送付した。

4 当事者の主張

控訴人の主張（当審における主張を含む。）は、後記5のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決別紙「訴状Y」及び同別紙「Y準備書面(1)」に記載のとおりであり、被控訴人の主張は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 被告の主張」の1及び2に記載のとおりであるから、これらを引用する

- (1) 原判決1頁22行目、同頁23行目及び同頁25行目の各「請求の趣旨第2項ないし第5項」をいずれも「本件請求②ないし⑤」に、2頁4行目の「請求の趣旨第1項」を「本件請求①」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決2頁17行目から18行目にかけての「前橋地方検察庁検察官検事上村正（以下「上村検事」という。）を「上村検事」に、同行の「不起訴処分（以下「本件不起訴処分」という。）」を「本件不起訴処分」に、同頁19行目の「不起訴処分理由告知書（以下「本件告知書」という。）を「本件告知書」にそれぞれ改める。

5 当審における控訴人の主張

- (1) 本件請求①について

告訴する権利には、合理的に起訴される権利ないし利益が含まれている。

(2) 本件請求②ないし⑤について

本件における確認の利益は、本件被害届を提出した控訴人に対する脅迫のために太田まり子が殺害されたことから、控訴人の生命及び身体への危険を除去する権利ないし利益である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件請求②ないし⑤に係る訴えはいずれも不適法であり、本件請求①は理由がないと判断するものであり、その理由は、以下のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」(以下「原判決第3」という。)の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁23行目、同頁24行目及び3頁4行目の各「請求の趣旨第2項」をいずれも「本件請求②」に、同頁6行目、同頁7行目及び同頁13行目の各「請求の趣旨第3項」をいずれも「本件請求③」に、同頁15行目、同頁16行目及び同頁21行目の各「請求の趣旨第4項」をいずれも「本件請求④」に、同頁23行目、同頁24行目及び4頁7行目の各「請求の趣旨第5項」をいずれも「本件請求⑤」にそれぞれ改める。

(2) 原判決3頁24行目から25行目にかけての「前橋地方検察庁検察官」を「上村検事」に改め、4頁2行目の「本件不起訴処分」から4行目の「とどまっており、」までを削る。

(3) 原判決4頁9行目の「請求の趣旨第1項に係る請求」及び同頁14行目の「請求の趣旨第1項」をいずれも「本件請求①」に、同頁15行目の「とした」を「をした」に、同行の「本件告知書を超える」を「上記の記載内容を超えて」に、5頁3行目の「原告が」を「告訴人である控訴人が本件告訴に係る」にそれぞれ改める。

(4) 原判決5頁5行目の「刑訴法」を「国賠法1条1項の適用上、国の公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に

違背して当該国民に損害を加えたときは、国がこれを賠償する責任を負うものであるところ、同項の適用上の「違法」の評価に関しては、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情がある場合に、上記の評価を受けるものと解するのが相当であるところ（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成元年（オ）第930号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁、最高裁平成17年（受）第530号同18年4月20日第一小法廷判決・裁判集民事220号165頁等参照）、刑訴法」に、同頁7行目の「容易にする点にあると解されるから」を「容易にするとともに、検察官による適正な裁量権の行使を担保することにあると解されることに照らすと」に、同頁9行目の「とされている」を「ものと解するのが相当であり、それ以上に具体的な理由を示して告知すべきことが法的に義務付けられているものではない」に、同頁11行目の「不起訴裁定主文」を「理由」に、同頁14行目の「職務上の注意義務違反は認められない」を「職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とこれに違反したと認め得るような事情があるとは認められないから、同検事による不起訴理由の告知の内容が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない」にそれぞれ改め、同頁15行目の「請求の趣旨第1項に係る請求について、」を削り、同頁16行目の「認められない」を「認められないから、本件請求①は理由がない。」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、本件請求①について、告訴する権利には合理的に起訴される権利ないし利益が含まれる旨を主張するが、前記1（補正後の引用に係る原判決第3の5(2)）のとおり、犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、

告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないこと（前掲最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決参照）に照らすと、本件告訴に係る被告訴人が起訴されることによって告訴人が受ける利益は事実上の利益にすぎず、本件告訴に係る被告訴人が不起訴とされたことについて告訴人である控訴人が国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない。

- (2) 控訴人は、本件請求②ないし⑤に係る訴えの確認の利益について、本件被害届を提出した控訴人への脅迫のために太田まり子が殺害されたことから、控訴人の生命・身体への危険があり、これを除去する権利ないし利益がある旨を主張するが、控訴人が本件被害届を提出したことが契機となって太田まり子が殺害されたこと及び控訴人の主張に係る危険の存在を認めるに足りる客観的かつ的確な証拠はなく、本件請求②ないし⑤において控訴人が確認を求める事実等について、控訴人の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被控訴人に對し確認判決を得ることが必要かつ適切であるとは認められないから、本件請求②ないし⑤に係る訴えに確認の利益があるとは認められない。
- (3) 当審における控訴人のその余の主張も、実質的に原審における主張と重複するもの又はその前提を欠くものであるなど、前記1（補正後の引用に係る原判決第3の1ないし5）並びに上記(1)及び(2)の認定判断を左右するものは認められない。

3 結論

以上によれば、本件請求②ないし⑤に係る訴えをいずれも却下し、本件請求①を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 16 民事部

裁判長裁判官

岩井伸光



裁判官

齊藤、頭



裁判官

園部直子



これは正本である。

令和4年7月28日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 関 田 敬

